

防府市人材確保支援事業補助金交付要綱

令和6年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者等の人材確保と求職者の市内就職を促進するため、人材確保を目的とした効果的な採用活動や企業情報の発信等を行う市内中小企業者等に対し、当該取組に係る経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する法人又は個人で事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者をいう。（農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO法人等を含む。）なお、法人については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下、もしくは常時使用する従業員の数が300人以下であることとする。また、補助対象者は、市内の事業所を就業場所とする正規従業員（補助対象者が直接雇用する、週20時間以上の勤務条件で、無期又は6ヵ月以上の有期雇用契約を締結する者）を採用しようとする者とする。

2 前項に規定する補助対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者から除く。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号）第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的としている者
- (4) 同一の内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金を受けている者。また、今後、同一の内容で補助金を受給しようとする者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象として不適当と判断した者

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

2 前項に定める補助対象事業は、防府市中小企業サポートセンター（コネク
ト22）の支援を受けて計画を策定し実施するものとする。

3 第1項に規定する補助対象経費については、消費税及び地方消費税を含ま
ないものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（この額に千
円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1事業者あたり3
0万円を限度とする。

（補助対象期間）

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」とい
う。）は、交付決定日から交付決定日の属する年度の2月末日まで
とする。

（要件）

第6条 補助対象事業は、次に掲げる全ての要件に該当するものでな
なければならない。

（1） 第3条に規定する事業であること

（2） 前条に規定する補助対象期間中に完了する見込みがあること

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、防府市人材確保支援事業補助
金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければな
らない。

（交付・不交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を
審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算
の範囲内において、補助金の交付を決定し、防府市人材確保支援事業
補助金交付決定通知書（第2-1号様式）により、不適當であると
認めるときは防府市人材確保支援事業補助金不交付決定通知書（第2
-2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定について必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(変更等の申請と承認)

第9条 交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、事業を変更又は廃止する場合は、速やかに防府市人材確保支援事業補助金（変更・廃止）申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、変更の申請が必要な場合は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 事業計画及び事業経費の主要部分の変更

(2) 補助対象事業間の経費変更であり、流用元・流用先のいずれかの変動額が20%を超える場合

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、防府市人材確保支援事業補助金（変更・廃止）承認通知書（第4-1号様式）により通知し、内容が適当でないとき認めるときは、防府市人材確保支援事業補助金（変更・廃止）不承認通知書（第4-2号様式）により通知をするものとする。

(完了報告)

第10条 補助対象事業を完了し、補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事業が完了した日から20日以内に、防府市人材確保支援事業補助金完了報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、防府市人材確保支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により通知する。

2 市長は、前項に規定する確定通知について必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助対象者は、速やかに防府市人材確保支援事業補助金請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、これを審査し、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当したときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助対象期間内において、第6条に規定する要件を欠くこととなったとき

(2) 補助対象期間内において、第8条第2項に規定する条件に違反したとき

(3) 第11条第2項に規定する条件に違反したとき

(4) 補助対象期間内に事業を廃止したとき

(5) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定により取り消しを受けた補助対象者に対し、補助金の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間当該帳簿および証拠書類を保存しておかなければならない。

(報告及び調査)

第15条 市長は必要があると認めるときは、補助対象者に対し、報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、募集要領等で定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

| | 補助対象事業 | 補助対象経費 |
|---|--------------------------------------|--|
| 1 | 就職・転職情報サイトや求人情報誌への掲載、人材紹介サービスを利用する事業 | 就職・転職情報サイトや求人情報誌へ掲載する際の費用 人材紹介サービスの利用に係る費用 |
| 2 | 採用に関するホームページや P R 動画、パンフレット等の作成を行う事業 | 採用に関するホームページの新規作成または改修を専門業者に委託する際の費用 採用に関するパンフレットまたは企業 P R 動画制作を専門業者に委託する際の費用 |
| 3 | 合同企業説明会等に参加する事業 | 合同企業説明会等への出展費用及び出展時に必要な備品の購入・借上に係る費用 山口県外で開催される合同企業説明会等への参加に係る交通費及び宿泊費用 |

※旅費及び宿泊費用の算定にあつては、防府市旅費支給条例（昭和 26 年防府市条例第 2 号）及び防府市旅費支給条例施行規則（昭和 29 年防府市規則第 5 号）を準用し、その額をもって補助対象経費の上限とする。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所
名 称
代表者役職・氏名

防府市人材確保支援事業補助金交付申請書

防府市人材確保支援事業補助金の交付を受けたいので、防府市人材確保支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- ・ 防府市人材確保支援事業補助金 事業計画書（別紙1）
- ・ 誓約書（別紙2）
- ・ 補助対象事業の概要がわかる書類（パンフレット等）
- ・ 当該事業に係る見積書の写し
- ・ 市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）
- ・ 直近の確定申告書の写し
- ・ 直近の決算書の写し
- ・ 申請時チェックリスト

(別紙1)

防府市人材確保支援事業補助金 事業計画書

年 月 日

1 申請者に関する事項

| | | | | |
|---|---|---------------------------------------|--------------------------------|--|
| 種別等 <input checked="" type="checkbox"/> してください | <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業者 | 主たる業種 <input type="radio"/> してください | 卸売業 小売業 製造業 建設業 運輸業 飲食業 その他 | |
| 事業所の所在地 | (〒 -) | | | |
| 主たる事業 | | | | |
| 常時使用する従業員数 | 人 ※常時使用する従業員がいなければ「0人」 | | | |
| 新たに採用を計画している正規従業員数 | 人 | | | |
| 担当者 | フリガナ | | 役職 | |
| | 氏名 | | | |
| | メールアドレス | | | |
| | 電話番号 (繋がりやすい番号) | | FAX 番号 | |

2 事業計画

| | |
|----------------|-------------------------|
| 1. 事業期間 | (西暦) 年 月 日 ~ (西暦) 年 月 日 |
| 2. 人材確保の目的・必要性 | |

(経営に係る現状・課題) ※「人材」という視点を交えて具体的にご記入ください。

(人材確保の目的・必要性)

| 3. 人材確保の取組内容 | | | |
|--------------|---------------------------------------|------------------|--|
| 補助対象事業 | | 概要 | |
| □ | ①就職・転職情報サイトや求人情報誌への掲載、人材紹介サービスを利用する事業 | 掲載サイト等名称 | |
| | | 掲載期間 | |
| | | 掲載内容（具体的に記入すること） | |
| □ | ②採用に関するホームページやPR動画、パンフレット等の作成を行う事業 | 掲載内容、委託先、委託内容等 | |
| □ | ③合同企業説明会等に参加する事業 | 名称、規模、開催時期、開催場所等 | |

3 事業経費

(単位：円)

| 補助対象事業 | 内容（内訳） | 補助対象経費 (税抜) |
|---------------------------------------|--------|----------------|
| ①就職・転職情報サイトや求人情報誌への掲載、人材紹介サービスを利用する事業 | | 円 |
| ②採用に関するホームページやPR動画、パンフレット等の作成を行う事業 | | 円 |
| ③合同企業説明会等に参加する事業 | | 円 |
| 合計（A） | | 円 |
| 補助金交付申請額 = (A) × 1 / 2 （千円未満切捨） | | 【上限30万円】 円 |

(別紙 2)

誓約書

年 月 日

| | |
|---|--|
| <p>必ず内容を確認し署名または記名・押印をお願いします。 ※法人は社名及び代表者名</p> | <p>氏名 印</p> <p>※氏名がゴム印の場合は代表者印の押印をお願いします。</p> |
| <p>以下の内容を了承します。</p> <p>① 私は、申請内容に偽りがある場合、補助金を返還します。</p> <p>② 私は、反社会勢力に該当せず、今後も、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。</p> <p>③ 私は、本申請により入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。</p> <p>④ 私は、本補助金の取得後も事業を継続して実施します。</p> <p>⑤ 私は、市内の事業所を就業場所とする正規従業員を採用するため、この補助金を申請します。</p> <p>⑥ 私は、本補助金の交付決定通知に付された条件に違反したときは、交付を受けた補助金を返還します。</p> | |

第 2 - 1 号様式 (第 8 条関係)

指令防商 第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市人材確保支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり決定しましたので、防府市人材確保支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 要 件

第2-2号様式（第8条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市人材確保支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、不採択となりましたので、防府市人材確保支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

防府市人材確保支援事業補助金（変更・廃止）申請書

年 月 日付け指令防商第 号で交付決定を受けた補助事業を（ 変更 ・ 廃止 ）したいので、防府市人材確保支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により届けます。

記

1 補助額の変更

- | | |
|------------|---|
| （1）既存交付決定額 | 円 |
| （2）変更交付申請額 | 円 |
| （3）差 額 | 円 |

2 変更・廃止の理由

3 添付書類

- ・前項の事実を証する書類
- ・変更後の経費区分等

第4-1号様式（第9条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市人材確保支援事業補助金（変更・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市人材確保支援事業補助金（変更・廃止）届出書については、下記のとおり承認したので、防府市人材確保支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認内容 （ 変更 ・ 廃止 ）

2 変更後交付決定額 円

第4-2号様式（第9条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市人材確保支援事業補助金（変更・廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市人材確保支援事業補助金（変更・廃止）届出書については、下記の理由により不承認とするので、防府市人材確保支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 不承認の理由

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

防府市人材確保支援事業補助金完了報告書

年 月 日付けの補助金交付決定通知に係る補助事業が完了しましたので、防府市人材確保支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 実績報告書 別紙のとおり

2 補助額 円

3 根拠書類

- ・ 請求書、領収書等の写し（経費内訳及び支払いがわかるもの）
- ・ 写真等（事業の取組実績がわかるもの）

(別紙) 様式第5号添付書類

防府市人材確保支援事業補助金 実績報告書

年 月 日

1 事業報告書

| | |
|-------------------|---|
| 実施期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 新たに採用した 正規従業員数 | 人 |
| 事業の実績 事業の効果・成果 | (1) 実施した事業の内容 (2) 得られた成果 (3) 採用後の人材の活躍や定着に向けた取組について |

(2) 事業経費

(単位：円)

| 補助対象事業 | 内 容 (内訳) | 補助対象経費 (税抜) |
|--|----------|----------------|
| ① 就職・転職情報サイトや 求人情報誌への掲載、人材 紹介サービスを利用する事 業 | | 円 |
| ② 採用に関するホームペー ジやPR動画、パンフレッ ト等の作成を行う事業 | | 円 |
| ③ 合同企業説明会等に参加 する事業 | | 円 |
| 合計 (A) | | 円 |
| 補助金 = (A) × 1 / 2 (千円未満切捨) | | 【上限30万円】 円 |

第 6 号様式（第 1 1 条関係）

防 商 第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市人材確保支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった防府市人材確保支援事業補助金にか
かる事業について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、防府市人材
確保支援事業補助金要綱第 1 1 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助金確定額 円

2 条 件

第7号様式（第12条関係）

防府市人材確保支援事業補助金請求書

| | | | | | | | | |
|-----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | | | |

内 訳 防府市人材確保支援事業補助金

防府市人材確保支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

(補助金は、次の口座に振り込んで下さい。)

| | | | | | | | | |
|---------------|----------------------------|--|--|--|--|--|--|--------------|
| 振 込 先 金融機関 | 銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合 | | | | | | | |
| | 支所・支店・出張所 | | | | | | | |
| 口座番号 種 別 | | | | | | | | 1：普通 2：当座 |
| フリガナ | | | | | | | | |
| 口座名義 | | | | | | | | |